

(参考資料)

本事案を受けた緊急対応の取組状況

児童生徒、保護者の心のケアを最優先として、児童生徒を性暴力等の被害から守るための対策を進めるなど、安心できる環境づくりに全力を挙げて取り組んでまいります。

1 心のケア等について

心理士や弁護士などの専門家も加えた横断的な緊急支援チームを教育委員会事務局内に設置し、夏休み中も、スクールカウンセラーや、スクールスーパーバイザーといった心理・緊急支援の専門家を派遣し、児童生徒や保護者の方が不安にならないよう対応してまいります。

2 相談窓口の新設（全市立学校対象）

7月22日（火）から、学校でのセクハラ（セクシュアル・ハラスメント）相談受付フォーム（※1）を開設し、児童生徒一人ひとりの心のケアに取り組んでいます。

※1 オンライン又は電話による相談窓口（令和7年7月22日開設）

- ・7月18日に「すぐーる（家庭と学校の連絡システム）」で全市立学校の保護者に対して周知しています。
- ・スクールソーシャルワーカーが、原則、翌営業日中に相談者に架電して対応します。

3 再発防止のための取組について

現在も捜査が継続中であり、全容解明には至っておりませんが、対策検討委員会（※2）の有識者からのアドバイスを受けながら、スピード感をもって、客観的かつ実効性のある対策を順次進めてまいります。

【具体的な取組】

- ・対策検討委員会委員の新海浩之教授を研修講師として、まず全管理職を対象に犯罪心理をテーマとした不祥事防止研修を8月26日（火）に実施（予定）し、その後、順次、市立学校の教職員に拡大して実施します。
- ・教職員の理解を深めるための研修動画を、専門家の助言を受けて作成します（8月中）。
- ・校内にカメラ等不審物がないかどうか、改めて専門業者による点検を実施します。

※2 「横浜市教育委員会児童生徒性暴力等の防止等に関する対策検討委員会」の設置について（令和7年7月15日付）にて記者発表済み

(問い合わせ先)

1・2について 教育委員会事務局 不登校支援・いじめ対策課 TEL 045(671)3724

3について（研修に関すること）教育委員会事務局 教職員人事課 TEL 045(671)3244

3について（その他に関すること）教育委員会事務局 法務ガバナンス室 TEL 045(671)3256